令和７年５月　第１０回議会改革推進特別委員会

令和７年５月２７日（火）

○議事日程

（１）特別委員会報告（案）について

（２）その他

○出席委員（１１名）

委員長６番	岸　　徹　也　君	副委員長１０番	村　瀬　　廣　君
１番	苅　屋　泰　裕　君	２番	岸　　雅　子　君
３番	矢　内　義　則　君	４番	上　村　　忠　君
５番	内ヶ島　祐　一　君	７番	村　上　忠　弘　君
８番	川　上　絹　子　君	９番	向　井　孝　一　君
１１番	日　置　紳　一　君	（議長	芳　賀　芳　夫　君）

○欠席委員（０名）

○出席事務局職員

議会事務局長	鈴　木　正　之　君
議会事務局主事	海　津　侑　也　君

開議　午後１時００分

◎委員長あいさつ

○委員長（岸　徹也君）　皆様こんにちは。大変お忙しい中、議会改革推進特別委員会にお集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。また、午前中の会議に引き続き午後からということで、大変お疲れのところだと思いますが、この本特別委員会におきましても、皆様方から多様な御意見を頂きながら、進めていければというふうに思っておりますので、御協力のほどどうぞよろしくお願いをいたします。

◎開会の宣言

○委員長（岸　徹也君）　只今の出席委員は 11 名で、定足数に達しておりますので、第 10 回議会改革推進特別委員会を開会いたします。

◎議題１

○委員長（岸　徹也君）　これより議事に入ります。

議題 1、特別委員会報告案についてを議題といたします。

特別委員会報告案が皆様方の御手元に届いていると思います。内容について、これは確定したものではございません。あくまでも、たたき台といいますか、これを一つの柱にして皆様方から御意見を頂きながら、これでいいのか、また、この表現の部分はどうなのか、そもそもの大きな考え方としてはどうなのかも含めて、御意見を頂ければと。当然、正副委員長、事務局にてこの案については目を一度通しております。最終的には、やはり委員の皆様方からの御意見もしっかり頂きながら、これは進めていくものだということで、打ち合わせをしておるものでございます。本日は皆様方からそのような御意見も含めてちょうだいできればというふうに考えております。事前に配付いたしました資料につきまして、局長に説明をいたさせます。

局長、鈴木君。

○局長（鈴木　正之君）　（局長朗読説明、記載省略）

○委員長（岸　徹也君）　説明が終わりました。

ただいまの朗読説明に対して質疑があれば、お受けをいたします。

4 付託事項の調査結果、1 項目ごとに修正等の御意見があれば、頂きたいというふうに思います。まず最初は、農林業振興会議のオブザーバー参加要請について、この項目について御意見があればお受けをいたします。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　自分としては少し残念な結果だなというふうに思いますが、しかしながら自治法でうたわれているように、理事者の関係する団体には参加しないっていうことが望ましいとなっておりますので、私はこのままでいいのかなと思っていますが。それとついでにですね、観光協会に対しても会費を払って参加してるっていうのも私はやめるべきだということを申し上げたいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　分かりました。観光協会の部分に関しては、この委員会での扱いっていうことにはなりませんけれども、分かりました。

ほかに御意見があればお受けをいたしたいと思います。1のオブザーバーの件です。

苅屋委員。

○1番（苅屋泰裕君）　オブザーバー参加でございますけども、ここには承諾することはできない結論に至ったというふうに書いておりますが、委員としての参加は、条例によってできないということになっていることは私も分かります。しかし、今回要請として来ているところはオブザーバーというところでございまして、この文章にありますように、振興会議条例及び運営規則ではオブザーバーの位置づけが明確でないと思われるというふうにはございますが、これ議会側の条例にも明確ではないというところが言えると思います。その委員とオブザーバーの違いというところに関して言うと、ちょっと広辞苑のほうで、インターネットでちょっと調べてみますと、オブザーバーというのは観察者、観測者、傍聴人、議決権のない会議参加者などというふうに説明されております。これビジネスシーンにおいてもですね、発言権や決議権を持たないというものの、会議の様子を観察し、必要に応じて意見を求められるということもあり得るというふうに書いております。よって、議会側としてオブザーバーの位置づけを明確じゃない状態で、これを拒否するということは町民の意見を反映させていないというふうに私は捉えますので、この辺はもう少し整理をする必要があると考えております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　御意見としてお受けをいたしますが、そうですね。大変扱いに関しては、ルールがまだないんじゃないかということで、そのとおりだと私も感じる部分はありますが、しかし、委員会というものはあくまでも、農林業振興会議の委員ですね、委員による合議体です。それはもう地方自治法上もそのように設計をされております。無制限に参加を認めるということになれば、委員会の独立性、機密性、自由闊達な議論の保障に支障をきたすおそれがある。多分そういう部分も踏まえて、今後何らかの場面においてルールを決めるということは当然あり得るだろうと。中身に関しても、この付託事項調査結果（1）に書いてあるとおりだと思いますので、苅屋委員の意見というものをどのように今後扱えるのかも含めて、そこは正副また事務局のほうで少し調整が必要かなという感じはいたします。

苅屋委員。

○1番（苅屋泰裕君）　そうですね、僕もですね、そのことに関して、その委員に参加する、もしくはオブザーバーに関してですね、ちょっといろいろ調べましたけども、安易にですね、そういう諮問機関のものに参加するというか、その位置づけですね、これが、明確であれば、より良いだろうというふうに思っているんですよね。こっちには参加してこっちが参加しないよというような状況になるとそれはおかしな話になり得るし、さらには、一つの諮問委員会だけ参加するとなると、それは公平性はどうなんだというふうにもとらえかねないというところもあり得るというふうに思います。私最初にこれに参加すべきだというふうに言ったのはですね、あくまでも、会議体で話されてる内容を参考にしたいなというふうに思ったので、参加したいという私の思いからそのように述べましたので、これが法律上や条例上、様々な観点からそれが無理だというふうになればそれは私は全然引き受けるというか、理解するところではありま

すが、出したほうとしても、これオブザーバーっていう言葉に関してそれなりに調べて出していただいてると思うんですよね、町民の思いとしても。という中で、その立ち位置を明確にしないままできませんというのは、これあやふやな回答になってしまいかねないというふうに思いますので、その辺をある程度明確にした状態で、明確もしくは納得していただける状態で報告とするほうがよりよいものになるんではないかというふうに思いますので、その辺の御配慮をよろしくお願いいたします。

○委員長（岸　徹也君）　局長、鈴木君。

○局長（鈴木　正之君）　事務局からなんですけども、議会側のほうがオブザーバーという定義をきちっとしてないっていう御意見も今あったと思いますけども、これは要請してる側がオブザーバーということを言われてます。言われてる側の多分 2 回か 3 回目の早い段階で、農林業振興会議条例ですとか、それに基づく運営規則、それを見ていただいてると思いますけど、その中にオブザーバーという位置づけがはっきりしてなかったと思います。要請側からすれば、受ける受けないによって、今後の取扱いというか、細かい規定をということも、もしかしたらあるのかもしれませんけども、要請側の今のルールを見ても、オブザーバーっていうのがどういう位置づけなのかっていうのがはっきりしてないということなんで、それは議会側が考えるとかっていうことではないかなというふうに思います。それから委員長、副委員長と前段の打ち合わせをしたときに、参考に見ていた資料の部分もありまして、議員必携の 167 ページ、諸報告、その次のページの 168 ページに行政報告というのがあるんですけども、最後のほうに、「また、長の附属機関から議員を引き上げているところがあるが、その場合、各種審議会の会議結果の概要等を町の行政報告等で詳しく行うようにしている例もある」ということも載っておりますので、この辺も参考にしながら、たたき台の回答にしたという経過がございます。

○委員長（岸　徹也君）　苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。局長のおっしゃってることもよく理解するところではあるんですが、私は、やはりですね、農林業振興会議の委員さんのほうともちょっと実は話をしまして、思いみたいなものをちょっと伺いました。その中で、委員とオブザーバーの違いを考えて、オブザーバーということにしたということで、やはり委員は駄目で、オブザーバーはオッケー、それの理由と、委員も駄目でオブザーバーも駄目、という理由の説明責任というのは僕は議会側にあると思うんですよね。そこをどういうふうに説明するか、それを議会として共通認識としてどのようにお伝えするかということが重要だと思うんです。だから出る、出ない、出ないでもいいんですけども、それをどのように伝えるか、そこが重要であって、それによって明確になるというふうに考えておりますので、その辺も必要なのではないかと思っています。

○委員長（岸　徹也君）　今の苅屋委員の意見も重要な観点だと思います。これは委員会報告というのが 1 番公的な、発信する正式なものだと、これがまず基本になるんだと思います。これは様々な、ホームページも含めて、載るものでございます。あとはそれ以外の方法ということであれば、それぞれの議員の様々な政治活動的な部分で、説明をするであるとか、また、町民会議、住民会議というものが開かれるのであれば、その場で報告をしていくということは当然あり得ることだし、苅屋委員の観点というのは重要な部分かと、委員長も認識はしています。

よろしいですか。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　オブザーバー参加の内容については全然この内容で問題がないと思いますし、そもそも諮問会議というものの根本的な在り方が、住民の意見を聞く、ではないと思ってます。町長が、施策を決める際に専門家ないしその他の意見を聞く、そのための機関だと思いますので、町民の意見をくみ上げてどうこうということとちょっと違う気が感じています。そもそもが向こうからの要請に対しての文書が来たことに対する正式な対応だというふうに感じてますので、先ほど、局長が言われたとおりで、こちらからアクションを起こすというよりは、向こうが条件を整備して、こういう状況をつくりました、ですからぜひ議会として来てください、議会に来てくださいという流れが僕としては理解できると思うので、そういった意味で、今の文面で何ら問題ないのかなというふうに私は感じています。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　局長、鈴木君。

○局長（鈴木　正之君）　先ほどの朗読説明でもありましたけども、令和６年３月28日付けで、農林業振興会議の会長から議会あてに公文書が来ておりますので、特別委員会の内容が報告された後は、もちろんその意向を最大限酌んでということになると思うんですけども、議長名で、振興会議の会長には、公文書を通知する予定でおります。

○委員長（岸　徹也君）　他に御意見あればお受けをいたします。１のオブザーバーの参加要請についての文言で、御意見を今伺っております。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　参加するかしないかっていうよりも、参加しない理由が僕はこの文章では物足りないし、要請してきた側に説得材料としても、疑問が残るような内容なのかなというふうな印象を受けましたので、それがいずれにしても、もう少し明確な理由というところも、ある程度考慮した上で文章をもう少し考えていただけたらなというふうに思っております。

○委員長（岸　徹也君）　苅屋委員にお伺いしますが、物足りないという御発言、また、説得材料が足りないと。ここはどの文章のどの部分かというものをできれば具体的に言って、御自身の考えも添えて、そこは伝えていただけると大変ありがたいと思います。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　まず、委員とオブザーバーの違いというところが僕は一つ大きいのだろうというふうに思っております。委員というのはですね、この議決権を持っているというところで、違いというのは僕は主にそこだろうというふうに思ってます。委員というのは主に議決権を持って、方向性の決定権を持っていると。これすいません、間違ってたらごめんなさい。僕の解釈としてはそうであって、オブザーバーというのはこれ議決権がないと。傍聴人であるというところの違いなので、その委員とオブザーバーの、オブザーバーだったらいいんじゃないかという問いに対して、委員もオブザーバーも同一に捉われます。よって、これは引き受けられませんというような説明があると納得頂けるんではないかというふうに思いますので、その辺を報告として載せれることができたらというふうに感じております。

○委員長（岸　徹也君）　ちょっと今の文面、同一っていうお話もありましたけれども、そこら

辺はもう少しちょっと正副、事務局のほうで協議をし、その同一が適切かどうかっていうのもありますので、協議はさせていただきたいというふうに思います。いいですか。

局長、鈴木君。

○局長（鈴木　正之君）　少しだけ細かい話をさせていただきますけども、例えば農林業振興会議の中で、委員が議決権あるっていうのが、いろんなことを協議、決定していくからあるんだろうと思いますけども、まず委員として、出席をするということは、先ほど上村委員からもあったとおり、町長の附属機関ですから、町長の委嘱を受けるということになります。それは、難しい、できないということであるから、オブザーバー参加ではどうかということを相手方が言ってきてるとは思うんですけども、オブザーバーというのが、先ほど苅屋委員からもあったとおり、議決権のない参加者なのか、単なる傍聴人なのか、その辺も、相手方のほうでははっきりとしていない部分があると思いますし、仮に傍聴人じゃなくて、議決権のない参加者ということであれば、振興会議の会長から出席要請を受けるということになりますから、それが委員じゃないのに出席要請を受けるというのは、その根拠がどこにあるかということになりますんで、その根拠は現状では、農林業振興会議の条例にも運営規則にもないということになってるかなと思います。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員。

○９番（向井孝一君）　基本的にですね、末藤会長から言われたのは、その会議の流れを知っていただきたいというのが最初の始まりだというふうに聞いております。しかしながら、今回の特別委員会でいろんな議論が出て難しいという結論に至ったんですけども、基本的には基本条例の中で、振興会議から撤退するということを申し合わせ事項でうたっているわけですよね。やはりそのことに対してはこれから先に、全員がきちっと議論をしてやれば、変えることは、不可能ではないというふうに思ってます。しかし今の現況の中では難しい問題だなというふうに思ってますので、私としては残念ながらこの文書を認めざるを得ないというふうに思ってます。

○委員長（岸　徹也君）　今先ほどの向井委員の発言の中で、振興会議の会長名も出てましたけれども、あくまでもこれ前回もそういうお話ありましたけれども、要請文に基づいて、この特別委員会は、それをどうするか審議をし、今結論に向かっているということでございます。

川上委員。

○８番（川上絹子君）　今同僚議員が認めざるを得ないって言ったけども、認めざるを得ないんじゃなくて、私たちは議員であるから、オブザーバーにも出席しないし振興会議にも出ないんだっていうこと。私たちのこの議会は最終的な決定機関であるから、その流れを見てどうのこうのって意見が変わるっていうことはないと思うんですよ。ここはもうとにかく振興会議とかいろんなとこからみんな委員さんが議論を重ねて、決まったことをまとめたものを報告をもらって、それを決定する機関なので、あくまでも議会であってみんなが議員であるということを認識したら、オブザーバーとかそういう問題はもう基本条例にのっとって参加すべきじゃないっていう答えが出てくると思うんです。議論する何ものもないような気がします。

○委員長（岸　徹也君）　分かりました。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　先ほど議論の余地もないというふうにありましたけども、こうして特別委員会で、審議すべき案件として付託されているという以上、前段でもう無理だっていうんであればこれはもう審議すべきものじゃなかったはずです。だがしかし、これを審議することになった以上、委員とオブザーバー、これさっきから僕何回も言ってますけども、言い方変えればオッケーなのかとかっていう話にもなりかねないと考えると、検討した以上ですね、やはりオブザーバーも駄目だっていう理由をしっかり明確にすべきだと私は思います。それをしないで、オブザーバーと委員の曖昧な答えをしても、委員は議決権のあるなしとか、そもそも駄目だっていうんであれば、そもそも駄目な理由を明確に書いてあるように思いますけども、じゃあ、そもそもなぜ検討したんだという話になっちゃいますから、それをやっぱり検討した以上ですね、やはりここは、こういう理由だっていうことは入れていただきたいなとそれが議会の責任だろうと私は思っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　今苅屋委員のお話なんですけれども、やはり議会制民主主義ですから、苅屋委員の考えの方もいれば、そうではない考えの方も当然いるわけです。多様な考え方を聞きながら、報告にまとめていく上で、当然、苅屋委員の主張を全て取り入れられるようなまとめになるかどうかというのはやはりこの委員会の進む方向にかかっているのかなと。苅屋委員の主張というのは十分理解はできますし、苅屋委員は、御自身の主張を他の委員の方に賛同していただけるように、しっかり説明をされていると思うんですが、そこは、やはりあくまでも個人個人の委員の考え方がまず一つあるんだということは、当然苅屋委員も理解していただけると思います。まとめについても、苅屋委員の意に沿ったまとめになるかどうかというのは、これはまた別の問題になってくることもあり得るということは苅屋委員にも理解していただければなというふうに思います。

川上委員。

○８番（川上絹子君）　振興会議の委員さんの立場は、町長から付託されて、委員になって、一生懸命議論して物事を決めてくる。私たちは町長の監視機関であるっていうこと、議会は。だからそこにオブザーバーで出席して、それを見てきたからとかそのいきさつを見てくるっていう必要がないっていうことです。私たちは町長が、まとめたものをもらったときに提案してきた政策を正しいか正しくないか。それが私たちの仕事なんです、議会の。そこの基本は、ずれてたら物事は考え方が違うと思うんです。だからそこをけじめをつけなきゃないっていうのかな、だから、自分たちが委員をやってて議会に立候補して出た時点で委員は全部おりてきてるはずです。そこのところをよく考えたら分かってくると思うんですよ。そしてオブザーバーで出席してくださいって言ってくる方も、やっぱりちょっと感覚が違うのかなって思ってます。以前のときにこの基本条例を決めるときにもすごい議論をたくさんして、最終的にこの議論に達したっていういきさつがあります。すごくいろんな意見、同僚議員の苅屋議員が言うような意見もいろんなものが出たんですけど、最終的に自分たちの立場っていうものを考えたときに、これはやっぱり出席すべきじゃないっていう結論を出して、基本条例を決めたので、そこんとこもう少し理解してほしいかなと思ってます。

○委員長（岸　徹也君）　今川上委員の発言の中で感覚が違うというような、そういう趣旨の御発言ありましたけれども、やはり振興会議としては純粋にその議論の中身、そういったものをやはり感じていただきたいというような趣旨で要請されてると思いますのでね、その要請が来てこの委員会で様々な議論をし、そして制度的に、法律的にどうなんだという部分に当てはめて、結果、今この報告書というのは参加しない方向に向かっていますのでね。やはり団体からの要請に関しては、やっぱり我々も敬意を払わなければならないだろうなと。では今後、参加しない場合には、やはりその情報をどのようにとるのかという部分においてもこの報告書にも載っておりますけれども、常任委員会も含めて、情報提供等を配意をお願いをするという部分になっておりますので、きっと川上委員もそのような思いだとは思いますけれども、一応私のほうから、指摘をさせていただきます。

日置委員。

○１１番（日置紳一君）　まとめの文書について今、苅屋委員は言ってると思うんですけども、それで、ここに振興会議は地方自治法第 138 条云々ってあって、今金町基本条例第 5 条ってありますよね。これ、法定以外の執行機関の諮問機関、一般会議等の委員には就任しないって基本条例で決めたんですよね。それが今回これ要請があったと言いながらも、ほかの就任しないと決めたとこから来てないんですよ。たまたまここから来てる。これが一次産業の農業の町だからということで取り上げるという話から始まってるんですけども、一緒なんですよね。全ての機関は。これは結局こっちが断った時点で、これは苦し紛れっていう言葉は悪いかもしれませんけど、苅屋委員の言うように責任がない状態で来てくれないかということで、オブザーバーという言葉を使ったと私は思ってるんですよ。でもそこは、何であろうが、基本条例を直さない限り、先ほど同僚議員もちょっと言ってましたけど、これは参加できないんですよ。ただ、失礼だと言いながらこれだけの回数を議論したんで、私は失礼にはならないと思う。十分検討したけども、基本的にここまで揉む話ではなかったと思うんですよ。基本条例がある間はできないと思うんですよね。でも、それを無駄な話だと言ってしまえば今までの議論はぱあになりますから、そこは言いませんけども、これを断る文言として、これが悪いと私は思いません。かなりの文言が入ってると思いますんで、私はこれで十分だと思ってます。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　村瀬副委員長。

○１０番（村瀬　廣君）　今 1 について、それぞれ意見出てますけども、この文章で決定してくださいっていうものじゃないんですよね。ただ皆さん意見聞くと方向性があってると思います。苅屋委員も決してオブザーバー参加は受けろと言ってるわけじゃないですよ。文章の作り方、対応の仕方をもうちょっと考えていただきたいと言ってる内容なんで、向かうところは全会一致してるんで、これ以上これについて私がどうこう思うという議論しないで、正副委員長と事務局で受けて、きっちりと苅屋議員の意見もきちんと入れながら、再度まとめの文をつくるということでまとめていただければと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見があればお受けをいたしますが。ないようであれば、先ほど村瀬副委員長からの発言がありました。おおよそこの委員会としては、(1) の部分ですね。オブザーバーについては、同じ方向を向いていると。しかし、苅屋委員からも、御指摘も意見

もあったと、そこについては、文章としてどう入れられるか入れられないのかも含め、そこは正副委員長、事務局で協議をし、文言整理をし、決定のほうに向かっていきたいと、そう考えておりますが、それでよろしいでしょうか。ではそのように決定をいたします。①についてはそのようにしたいと思います。続きまして、②議員定数について、定数についての御意見があればお受けをいたしたいと思います。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　前回の特別委員会の議論で私が先陣を切って、3 人減らしたらどうかっていうことを発言したわけですが、私はこの文章のとおり、こういう提案でよろしいかなというふうに思ってます。

○委員長（岸　徹也君）　ほかにその文言の字句の修正も含め、また、定数の人数も含め、何か御意見あればお受けをいたしたいと思いますけれども、苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　定数に関しては、今日で 3 回目ですか、2 回目か、2、3 回目なんですけども、2、3 回の議論で、ここまで案とはいえ、報告書として上がってきてるっていうところに、まず僕はちょっと違和感があると。深まったんだろうかと、その議論は。なぜ減らすのかというところ。減らすことによるこの議会の在り方や町民の福祉向上にどうつながるのかというところは、僕の発言も当然足りないというところもありますし、僕の考えを述べている機会も少なかったということもあります。私も反省するところが多いんですが、その中においても、ここの文言で、それを報告するということには、若干の疑問が残っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　定数なぜ減らすのかというお話は先ほど局長からも話がありましたけども、令和 5 年の自治法改正によって、役割、職務等が明文化されたと。それによってその町の人口減少、またほかの自治体との比較で、現在の定数が適正かどうかを検討するというところになるんだと思います。そうですね。あとは回数のお話もされましたけれども、長く議論をするとそれがいい結論に至るのかというときに、そうでもないかと。短い長いっていうよりもその議論の中身、その内容についてがある程度そこがまとまれば、私は報告の時期に来るんだろうなという、そういう思いはあります。時期が長い、または短いというものはあまりどうだろうなという思いは一つあるわけですけれども。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　まさにおっしゃるとおり、時期が長いからいいのかということに関しては、回数重ねたらいいのかという考え方に関しては、私もそれが正しいとは思いません。ただ、さっき委員長がおっしゃったとおり、内容に関しては不十分ではないのかというふうな思いでおります。財政や人口減少、類似団体っていうようなその算定方式みたいなところは、僕もセミナーを受けて学ばしていただきましたが、これ類似団体などと比較するというのは特に意味がないというような、講師の方がおっしゃってました。それは、財政規模や町の面積全てにおいて、それぞれにおいて、町の在り方は違うから。よって、何を示すべきかというところでいくと、どの町の議会としてどうあるべきかをまず考えるべきだというようにおっしゃっていたのが非常に印象的にとらえておりまして、そういうふうに考えますと、もちろん財政もこれ当然大事でありますが、まず議会として、今後の議会に対して我々はどういう議会を望んでいる

のか、町民はどういう議会を望んでいるのかということを踏まえて、今これ案ですけども、9となっておりますが、8でもいいのではないか、10もいいのではないか、それはなぜかっていうことの議論があってもしかるべきではないかというふうにあるんですけども、もっと煮詰めることも必要なのではないかというふうに思っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　苅屋委員の御意見としてはお受けをいたします。やはり定数というものは、これ報酬もそうなんですけれども、この今金町議会で決めていくものです。決める中身に関してまだ不十分なものが見えると、そういうことをおっしゃってるんだと思います。以前もお聞きしたことはありますけれども、やはり目指すべき議会、どういうものを目指すのかというお話の中では、当然これは議会基本条例の中身に、そこはもうなるわけですから、そこに沿って、それは全委員の皆さんがそれを踏まえた上で、また委員会運営に支障の出ない人数というところで、様々な人数が出てきたわけです。9名であり、また8名という声もありましたし、その中でやはり9名という部分が多かったというところで一つの案として、この報告書に載せさせていただいたわけです。まずここをひとつ御理解を頂きたいというところと、全委員の皆様方も当然議会基本条例を踏まえた上での発言があるんだというところは理解をしていただければというふうに思います。

向井委員。

○9番（向井孝一君）　基本条例の中でも定数あるいは報酬等については町民の意見を聴取しなさいということになってまして、町民会議、それから住民会議、2回の町民の皆さんの意見を聞いた結果があるわけでして、その中ではやはり定数は多いっていう意見が相当意見としてありました。そういうことを踏まえながら、前回の特別委員会で3名減という意見が多数出たというふうに私としては思ってますし、自分もやはり、今4400、それから全道的な4000人台の定数は、9.2っていう数字も出てますのでね、やはりそれに合わせることが今金町議会としても望ましいのかなっていう気がしておりまして、ですからこの文言については、町民の皆さんも理解をしていただけるのかなというふうに思ってます。

○委員長（岸　徹也君）　今向井委員のほうから町民会議というお話がありましたが、少し関連してお伝えをします。一応予定なんですけれども、いわゆる定数においても、町民の意見というものは私も聞くべきだというふうに感じております。今後、この報告書案がある程度まとまった段階で、やはり町民会議というものを開催すべきだというふうに委員長としてはそう考えております。時期はまだ未定です。未定ではありますが、そこを委員長としては、今現在は考えているということをつけ加えさせて頂きたいと思います。

苅屋委員。

○1番（苅屋泰裕君）　僕この人数何人いいかっていうことをちょっと明言まだしてなかったので、今回9というある種参考数字みたいのがありますので、ちょっとお伝えしたいなというふうに思いますが、よろしいですか。ちょっと僕はですね、まず、議会の今これからあるべき姿として、まさに開かれた議会、町民とともに歩んでいく議会が必要だろうと、今もしていますが、いろいろな町民と接している中ではまだ足りないという意見が圧倒的に多いように感じております。その中でやはり町民とのコミュニケーションをもっと増やせるような機会をいかに

つくるかっていうところに焦点を置いた議会ということがこれ今後必要になってくるだろうというふうに私は思っております。その中で、今の 12 人で人口のどれぐらいカバーしてるかというと大体 350 人程度だろうというふうにあると思います。定数 9 にした場合だとすると、やはり 400 後半くらいになるのかなというふうに思います。それで、私としては 8 でもいいのではないかというふうに思ってました。それは 8 だと大体 500 人なんですね、500 人に 1 人というような計算に大方なるんですが、それを実現するために、議会改革の内容をいかに充実させるか、町民との意見交換の場をより多くするとか、例えば議会モニター制を導入するとか、そういうことをすることによって、議会の機能を低下させずに、8 でも運用可能なのではないかというふうな論点から、私は 8 でもいいのかなというふうに思っておりました。それが 9 でも、それが同じように、そういうふうになるのであれば、それもありなのかなというような気もしないでもありませんが、私としてはそのような考えです。そういうことをやはり、町民の方々にそれでも議会機能を落とさないんだよということを、落とさないでこれからも議会を続けていけるということを私は知らしめてほしいなと、皆様にお知らせしてほしいなという思いから、先ほどからの発言をしているところでございます。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　分かりました。今の御発言の中で議員の活動というものを今後、しっかりとやるべきだと。議会モニター、そういう発言もありましたけれども、この当特別委員会の範疇を超えるような内容になります、そこに関しては。あくまでもこの定数をどうするかとか、報酬をどうするかという部分での特別委員会の今まとめに向かってるわけですけれども、それ以外の様々な議会活動的な動きというのは、当特別委員会では、扱えるような案件ではないと、当然関連はするのは理解はしていますが、それは所管といいますか、担当の委員会なのか、もしくはそれは議長という形になるんでしょうし、がどうお考えになるかという部分になるのかなというふうに感じます。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　すいません。おっしゃってることもよく分かりますが、これ誰のために定数や報酬を見直すんでしょうかねっていうところです。議員のためにやるわけじゃないと思うんですよ。私はこれ、議会というのは、住民自治の最高機関だというふうに私は思っておりますので、基本的にこの定数を下げるということは、住民の声を少なくするということなんですよ。でもそれをどうやって補うかっていう議論が必要だと思うんです。定数の中ではそういうふうな話になると思うんです。なので、どういうふうに目指すべきもの、我々の今やっている議会をどういうふうにアップデートしていくかっていうところを考える上で、住民にとってプラスでなければ意味がないんですよ、それをやる。というふうに私は思ってますので、そこの視点はぜひ皆さんに持っていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　苅屋委員の御発言というのは、大変重要な私は観点だと思っています。ただ繰り返しになりますけれども、当特別委員会においては、中身まで、その苅屋委員の主張する部分まで、触れるものではないというところでございます。御理解頂ければと思います。ほかに定数について、御意見があればお受けをいたします。

村上委員。

○７番（村上忠弘君）　定数問題はもう過去３回ほどか、この議会改革推進特別委員会の中で、必ずその報酬と定数の話になりました。過去、前回のときはですね、先立って公共施設の大型改修があるということで、定数減の話もありましたけども、一応この12名体制で皆さんで対応しましょうということで、定数減にしないで、今回、これは12名体制でいきましょうということでございました。で、２期前のときの話ですけども、これは１常任委員会にするため、この間もお話ししたんだけど１常任委員会にするのは、定数減を将来的にはしなきゃないだろうと。そういった部分で、１常任委員会体制をとって、その中で、議会力を上げようということで。そのようにしたというふうに私は受け取っております。私本来はやっぱりこの定数減というのはさ、やるべきじゃないと私は思っております。人口は減ってるんですけども。行政区域は減ってないんですよね。今金町の面積が減ってない。ですから、ずっと私この定数減については反対してきました。反対してきた理由というのはそういったその行政区域の中での部分で、やっぱし普通の事じゃないということですけども、いろいろ近隣の町村議会、やっぱり5000人を切った段階で定数減をしてきてる。そういった部分で、私も当初８名くらいでいいのかなと思ったんですけども、大体5000人を切る区分の中では大体９人が目安ということで、私も前回、定数を９人というお話をしました。これは、何て言いますかね、９人がいいのか、８人がいいのかっていうのは、それはやっぱりこれからちょっと掘り下げた話になるかもしらんけども、今回８人にしようっていう意見もあった中で、私は９人っていうのは、９人っていうのは、一気にやっぱし、４人減らすのはちょっとどうなのかなと。３人が今回は限度なのかなって、そういった部分で、町民としてはですね、まず定数減は絶対するべきだと。そういった町民の意見が寄せられております。前回しなかった理由はそういった部分で、公共施設の大型改修を目前にしているので、減らさないで、12名体制でやるっていうことで決めましたので、この次の定数のお話したときには、定数減で、私は提案したいというふうに思っておりますということで、一応町民の方々にはそのように話をしております。これ定数の部分について、今回は追加で提案されたんですけども、もうこれやっぱり定数と報酬とセットっていうことで、定数減で、報酬額も決められるのかなというふうに私思っております。そういったことで、報酬の部分については、また後ほど報酬のところで話したいと思うんですけども、とりあえず私は原案の９名体制で私は賛成としたいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見があればお受けをいたします。

内ヶ島委員。

○５番（内ヶ島祐一君）　前回特別委員会でも言いましたけども、私としては減らすのは、あまりよろしくないっていう考えでいます。ただ町民会議のときですね、ある方から減らさないでいってほしいと。でも人口からして、減らさざるを得ないでしょうという話も出ました。全体的に雰囲気も、定数減ということで、聞いています。それで私も定数減ということで賛成しますけども、ただ私も前回言ったように10名が妥当かなと思ってます。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。ほかに定数について、御意見があればお受けをいたします。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　意見はありませんが、この文面で全然問題ないというふうに思っています。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　川上委員。

○８番（川上絹子君）　私もこの問題が出た時点から、定数のことも考えながら進めてきたので、大体８人、９人、それが妥当かなと思ってます。回数はこの話し合う回数は少なかったけども、胸の中にはもうみんな決まってたことですので、大体その人数で、このまとめで向かってるんじゃないかなと思ってます。前回は同僚議員が言ったように、公共施設がたくさん予定されてたために、多くの人で話合いをしたいからということで人数を減らさなかったんですけど、今回はやっぱり町民会議の強い意見もかなりありましたし、そして人数的にもあと２年たったら4000ぐらいしか人口もいなくなるので、これはもう当然、やむを得ない話だなと思ってますので、今のこのまとめのまま進んで頂きたいと思ってます。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見があればお受けをいたします。ないようですので、今８名とか９名とか、また10名ありました。しかし、大勢は９名というところでおよそ方向は向かってるかなと思っております。委員長としては、あとは文言の修正、微調整、またそういうものがなければ、定数については、９名、これで決定をいたしたいとそう思いますがよろしいでしょうか。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　決定なんですか。先ほどの話だと８、９、10という話ありました。大勢が９だから９。これは大方の皆さんの多数決の論理だというのはよく分かりますけども、そこで決定してよろしいのかっていうのは、ちょっと私疑問はあるんですよね。なぜ９、なぜ10。ここら辺をやっぱり議論していただかないと理由は何でしょうか。

○委員長（岸　徹也君）　まず決定をしていいかどうかという話でしたけれどもあくまでもこれ案で、今この文章でどうなんでしょうかという部分で、今決定していいのかどうかというのは、問っております。あくまでもこれは案です。案の決定ですね。言葉がちょっと足りなかったかもしれない。ただ人数がそれでいいかどうかというのはそれぞれの御意見当然あります。10名の方もいらっしゃったし、８名の方もいらっしゃったわけですから。しかし、先ほども言いましたけれども、委員会報告としてはある程度その多数の方の意見を取り入れたまとめでまず向かうというのは前提としてあります。しかしそれでも、中身について賛同できないということであれば、これは少数意見の留保という方法もあります。要は委員会報告には賛同はできませんよと、この部分はできませんということで、定例会において、その意思を態度を表明する場面というのは当然、設けることはできます。そこはまず９名で、この報告書案というものを進めたいという意思確認をしている中で、それでは納得ができないということであれば、最終的には、そういった少数意見の留保という方法もあるということはお伝えをしておきます。まずは９名で進めていきたい。これは先ほど言葉足りませんでしたけれども、一応案の中ではありますが、９名というところで、それでよろしいかどうかの確認をしているということです。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　委員長が言われたように、少数意見というのはこれ大事なことですよ。

そして自治法にも認められている権限です。ですから、まとめの文章の中に、やはり最終的には9になったけれども少数意見としてはこういう意見もあったということもやはりつけ加えてやっていただければと思います。

○委員長（岸　徹也君）　委員会報告としては、あくまでもはっきりとしたものを書いていきたいと思っています。4つ項目があるわけですけれども、5つ目にその他として、少数のそういった意見がある場合には、そこは正副委員長または事務局と協議をした上で、そこに載せるかどうかというものを決めていきたい。そしてまた皆様方には、やっぱり提案をし、見ていただきたいというふうに思っています。よろしいですか。では、9名というところでまずこの案の段階ではありますが、決定をさせていただきます。

それでは2時20分まで休憩といたします。

休憩：午後２時０８分
再開：午後２時２０分

○委員長（岸　徹也君）　休憩を解き会議いたします。続きまして、3の政務活動費について御意見を頂きたいというふうに思っております。この政務活動費について、そのあと文言が載ってるわけですが、まとめ方として、かなり大きなくくりのまとめに現在なっております。1番最後でいうと月額金額を含め、見直しが必要なものと考える。現在はこのような文言になっております。こういった流れでいいのか、それともやはりもっと具体的にどの程度削減をするのか、もしくは現状でいくのかとか、その具体的なものを載せたほうがいいのか、この辺りを一つ御意見としてもあわせて頂きたいなというふうに思っております。政務活動費について何かあればお受けをいたします。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　意外にも使う金額がだんだん下がってるのが現状ですよね。そういう中においては、改選後には廃止するという方向でよろしいのかなっていう気はします。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見あれば。

日置委員。

○１１番（日置紳一君）　私は、順番にやってるんで大変ちょっとやりづらいんですけども、本来であれば議員報酬、これ今原案出てる議員報酬であれば、政務活動費は廃止すべきかなと。今までどおり残すんであれば報酬を少し下げるべきかなって考えちゃったんで、でもここだけの話をするというんであれば、まずは、廃止をすべきかなって考えています。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見あればお受けをいたします。

内ヶ島委員。

○５番（内ヶ島祐一君）　前々から必要だという考えでいました。でもこの報告の案を見ますと、申請していない人が5人いるということと、これもちょっと驚きでして、金額見ても、そんなに皆さん十分に利用してるわけでもないし、見直しする時期かなと考えてます。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　内ヶ島委員、見直しというのは、これはもう廃止も含めてなのか、も

しくは減額という意味なのか、もうちょっとあれば、お受けします。

内ヶ島委員。

○５番（内ヶ島祐一君）　これもやっぱり、様々皆さんの意見を聞きながら、どうしても利用したいっていう人がいれば、まだこれ別な話なのかなと思いますし、ただちょっと問題なのは本当に申請していない人が５人という、何かちょっと驚いた人数ですし、どういうふうに考えたらいいか、もう少し議論の余地があるかなとは思います。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見あれば。

村上委員。

○７番（村上忠弘君）　私もこの政務活動費についてはもう廃止にしたほうがよろしいかと思います。今日の臨時会のですね、執行残が、たくさん出てきたということもあれば、利用してる方もですね、なかなか使い切らないでいるっていう部分があれば、思い切って廃止にしてほしいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見があれば。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　私は継続していただきたいというふうに思います。確かに、直近の使用実績を見ますと低い。使用状況低いというふうに思いますが、これから仮に定数が９人になったとした場合、やっぱりここは議員の資質を高めるために、ある程度必要だろうというふうに思います。ただ、現況を見ますと、確かに使用額が少ないので、その月額の支給額は半分でもいいのではないかというふうに、現状ではそう思っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに政務活動費についての御意見があればお受けをいたします。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　政務活動費の文言、この事態を十分反映してる。制度としてはすばらしいですが、活用状況がよくないという状況の中で、町の財政の負担を軽減ということで言うならば、流動的な予算を持ってるっていうことは、余り望ましくないのかなというふうには、感じます。ですので、先ほどの先輩議員たち言われてましたけど、報酬の増ということを検討されている中であれば、政務活動費の部分、その報酬の増で賄えるんではないかなというふうに感じていますので、制度の廃止ということを考えていいというふうに思っています。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　村瀬副委員長。

○１０番（村瀬　廣君）　前から、これは報酬を上げる条件で廃止と言ってました。そしてですね、先ほど向井委員ですね。当然、決めて動くとなれば、改選後になりますよね。今議員定数も話してます。議員定数が多分減になるでしょうね。何人減になるか決まってませんけども、そうなれば、少ない議員でやはりより多くの資質を高めて勉強していかなければならない。そして、政務活動費の本来の目的っていうのは、やはり会派みたいのがあって質を高めるために、どっかに勉強に行ったり、先進地視察をしたり、これが本来の目的だと思うんです。それを考えたときに、改選後、人数が少なくなったときに、やはり議員は行政視察できるわけですから、きっちりとした目的を持って、少ない人数になるかもしれませんけども予算をきちっと確保して、先進地あるいは学習に行くということは取れると思いますんで、そういったことを考えた

ならば、改選後は廃止すべきだと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見があればお受けをいたします。

矢内委員。

○３番（矢内義則君）　政務活動費についてはですね、5 人の中の私も 1 人でございます。本当に本来であればね、やはりこれ政務活動費というのは、先輩議員方が必要だからこれを本当につくったと思います。そういう中でですね、それぞれ利用する人、利用しない人、それぞれ様々な個々の考え方でそれぞれ活動してるわけでございます。そういう中でですね、やはり将来をですね、考えた場合、やはりいろんな活動はあるわけですけどやはりこれ議員報酬の中からね、それぞれ私もですね、支出しながらそれぞれの活動をしております。そういう意味でですね、私は将来的にはこの活動費については廃止してもいいんではないかというふうに考えております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見あればお受けをいたします。ないようですので、今、継続をするべきだと、額については、半額というのも致し方ないであるとか、廃止だという御意見がございました。総じて、廃止という声が多いのかなというふうに委員長としては判断をしております。これはまだ決定ではありません。あくまでも案の段階ですので、次回はまた後ほどになるんですけれども次回のときに、1 つの方向性というものを正副、または、事務局のほうで決めて皆様方にお示しをすると。その後、またさらに議論をしていただければというふうにも考えております。委員長の認識としては廃止という、今は印象を持っております。政務活動費については以上となりますが、ほかによろしいですか。では 4 番目、議員報酬の見直しというところについて委員の皆様方から御意見を頂きたいと思います。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　議員報酬については、町民会議、住民会議等も下げるべきだとか現状維持っていう声はなくてあげてもよろしいかなという意見は多かったというふうに認識しております。そういう中でできるだけ低く抑えてほしいという意見もありました。それでですね、近隣町村の実態、どうなってるかっていうと、原価方式を取り入れて議員報酬を議論してる町はありません。しかも、例えば八雲町では 10%アップという形ですね。そのほか厚沢部町は一律 3 万円、長万部もそのとおりです。そういうことで、私は、この原価方式じゃなくて、町民も分かりやすく、一律 3 万円アップするっていうだけで十分なのかなという気がしておりますので、私はこのことであれば町民の皆さんも理解してくれるのかなという気がしております。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員にお伝えしますけれども原価方式で今この特別委員会は進めてきております。この原価方式による算定で、進めて行くということで決定をしながら、今日まで来てるということでございますので。

○９番（向井孝一君）　それは違う。これはあくまでも参考資料としてね、出してきている。私はこの原価方式で報酬を決めるということに対しては反対します。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員の御意見は御意見としてお受けをしますが、この特別委員会の総意といいますか、その大勢は、原価方式による算定式で報酬を決定をしていくということで進めて積み上げてきているものでございます。

○９番（向井孝一君）　町民会議のときも、この原価方式の説明したときに賛成する人はいなかったんですよ。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員、挙手の上、発言をお願いいたします。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　あのね、私は特別委員会で、この原価方式を持ち出して議論して、これに従ってっていうやり方はちょっとおかしいと思う。そのために、町民会議、あるいは住民会議を開いて、皆さんの意見を聴取しながらということが基本にあるわけですから、あくまでもこれに従って決めるという方向には私は賛成できません。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員の今発言の中で、町民会議の中で、原価方式には賛成はなかったという今御発言ありましたけれども、原価方式による算定式において町民会議では説明をし、町民の方から、それに対して否定的な意見はなかったというふうに私としては捉えております。私が今言ってるのは、町民会議ではそのような否定的な意見はなかったと、そう理解しています。また、その額であるとか、その算定方式においても、パワーポイントを使いながら町民の皆様方には説明をした。御理解を頂いているという理解でおります。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　申し訳ないけども、この式を説明したときには確かに強烈に反対する人いませんでしたよ。しかしながら、住民会議のときには、それらの方針がちょっと違うということで始まったわけですよ。言われたわけです。やはりこれだけのものを仕事してるのかってことも言われたんですよ。ですから、私は上げることに対して、誰も反対した意見はなかったですよ。確かにね、町民会議も住民会議も。しかし、小幅にしてほしいという意見はあった。やっぱりそのことを踏まえたときに、原価方式でいくと、非常に金額が大き過ぎるということです。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員にお伝えしますけれども、小幅という言い方、先ほど近隣町の事例も出されているようですが、小幅というのは幾らで、また根拠っていうものをどのようにつくるお考えなのかお知らせ頂きたい。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　私が林活の関係で、各町村の動向を聞くと、やはり原価方式で議論しているところはないです。だから町民に分かりやすく、厚沢部町であれば、一律３万円だとか、というような議論で、もう厚沢部町は既に答申終わってますけども、そういうやり方で終わってます。住民説明会もやっております。そういう中においてね、やはりこの原価方式は、根拠となる時間というのは、それぞれが出した時間というのはね、証明できないよ、これ本当に。これ本当ですかって言われたときに証明できない数字が出てると思うんです。そういうことを考えたときに今の財政状況と、議員定数を減らしたからその分のお金が浮くべっていう議論では私はないと思う。そうではなくて、最低限報酬を上げてもらって、町民の皆さんに余った分を何か使ってほしいというのは、当然議会としてあってほしいのかなというふうに思ってますけど。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員にお伝えいたしますが、先ほど厚沢部町という名前を出され

ました。今金町の原価方式の算定式というものは、厚沢部町の算定式を参考にしております。厚沢部町は原価方式をしていないというような趣旨の話がありましたが、厚沢部町からの式というものを参考資料として、今金町の算定式として使っています。厚沢部町は原価方式ではやられていないという趣旨の話がありましたけれども、それは間違いないですか。

○９番（向井孝一君）　最初はやったらしいんだけども、あまりに高くなるからっていうことで、一律３万円にしたと。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員、挙手の上発言していただきたい。

○９番（向井孝一君）　やはり原価方式でやるとこのように高い数字が出てくる。そのことは町民の皆さんに理解されるかどうかということを考えたときに、これをベースとしながらも、一律３万という数字を出してそれで納得してもらったという話なんですよね。やはりこのままいくとね、本当に私は冗談でなく、非常に高い数字になるなという気はしております。ですから、議長がいくらだとか、副議長がどうのこうのじゃなくて、一律３万なり２万なりっていうやり方のほうが、１番分かりやすいのかなっていう気はしておりますけども。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員にお伝えしますけれども、この算定式というものは、議員が仕事をしている時間というものを金額にあらわしたものです。ですから、仕事している以上のものを欲しいと言ってるわけではありません。今、それぞれの議員というのは活動内容というのは様々あるわけですけれども、基本的には議会に、例えば委員会に参加した日であるとか、またもう一つは、議員活動として活動している日というものを皆様方から数字で出していただいて、活動している日数に対しての対価ということで算定したものが、原価方式になります。ですから多いっていうよりもむしろ適正な額という表現のほうが私はあってるんではないかと思いますけど。

村上委員。

○７番（村上忠弘君）　この原価方式でやるっていうのは、上げるのに、上げる根拠づくりとして、一応原価方式っていう方法をとったということですよね。町民会議のときは、上げることに対しては反対はなかったと。だけども、上げ幅については、もう少し低い金額で調整してくれという意見もあったと私は受け止めております。ですから、今、向井委員がおっしゃるように、この一律４万8000円のアップっていうことじゃなくて、私の思いとしては３万円のアップでいいのかなというふうに思っております。ですから、このままいけば、４万8000円で21万8000円、ということじゃなくて、一律、今の現行の報酬額に３万円を上乗せする形でどうかというふうに私は思っております。

○委員長（岸　徹也君）　村上委員ね、先ほど向井委員にも私伝えたんですけれども、一律の根拠というものを説明できますか。お願いします。

○７番（村上忠弘君）　ですから、そもそも議長、副議長、委員長にはさ、差額がついてるんですよね。議長は６万9000円、それから副議長３万円、そして議員を０としたら、18万2500円、それから20万円、それから23万9000円かい。その部分の差額はさ、これはそのままでいいと思います。ですから３万円ずつ上乗せすれば、いいのかなという、ちょっと言葉足らずかもしらんけども。

○委員長（岸　徹也君）　その 3 万円の根拠って何ですか。
○ 7 番（村上忠弘君）　3 万円の根拠はだからその定数が 3 名減らした段階で議員報酬の総予算の額が現行の金額を上回らない金額になるのかなというふうに思っております。今、原価方式で言えば大体 130 万か 140 万くらい差額あるんだけども、さらにそれを下回る金額で私は抑えるべきだと思います。そういうことで議員自らやっぱりそういう身を切るような体制をとってほしいなと私は思っております。
○委員長（岸　徹也君）　今の議論は先ほど向井委員の議論もそうですけれども、私はあり得る話だと思ってますよ。当然、いろんな考え方があっていいわけです。しかし、現状というものは、原価方式で算定をするということで決定をしながら、個々の議員の皆様方の政治的な活動の時間数も集めながら、またそれが最終的には町長の日数に対しての 3 割程度になるというところで、議員活動に対しての適正な対価ということで設定した額です。そういった根拠がありながら今まで進めてきているものです。それを向井委員であったり、村上委員というのは、今、要は根底から変える話になってるわけですから、そうなると、これまとめっていうものは一旦置いておいて、もう一度報酬の議論を始めなければならないのではないかと、そういう今、委員長としては思いがあります。
　日置委員。
○１１番（日置紳一君）　今委員長の話なんですけど、原価方式でいくというのはあくまでもどのぐらいが正しいんだと、今の今金町の議員としてどのぐらいの報酬額が、もともと 17 万円の根拠ないわけだから、どういうふうにするかというときに原価方式を取り入れると。ただその額が決定だっていう話は、始めたときには言ってませんよね。それは目安にたたき台にして、そこでどういうふうにするのか、上げるのか下げられるのか、そういう話合いできたと思うんですよ。そして町民会議、住民会議でも、これは反対されてませんよね。原価方式に反対はしてないんですけども、それがいくらなのかってのははっきり言ってないし、ただ、金額言ったときに、少しなるべく下げてほしいとか、そういう話があることを踏まえて、多分今 2 人は言ってるんだと思うんですよね。ただ、今までの議論で定数 3 名減らす方向です。政務活動費についても廃止になると、そういう中で、それだけ人数が減って、次回もし 9 人になったとき、1 人 1 人大変な思いをするわけですよね、減った中での活動が。そういう意味でいくと、私もその今 2 人が言ってたとおり、3 万円かどうか分かりません。ただ決まった学を少し下ろして、本当はこうだけども、今財政を考えたらこのぐらいって言ったほうがいいのかなって思ってるわけですけども、それは数字は言いませんけども、やはり、人数減らしといて、あげることにまたそれに対しても町民がそんなに言うのかなっていう気持ちもありますし、言う人はいうんで、どこで納めるかというのは、ちょっと迷いどころなんですけども、委員長が言う、そのここで出た 4 万 8 千円が答えだという話ではないと思うんですよ。そこはただベースとして議論はしていってほしい。そういうふうに思ってます。
○委員長（岸　徹也君）　今、日置委員が言ったとおりではあると思いますが、しかし、現状この約 10 回、実際議論したのは 9 回なんですけれども、報酬について、議論をしてきた中で、この最後のまとめの中で、また何かこの変更になるような話というものが出ると、やはりもう一

度立て直さなければならないのかなという思いは出るわけです。現状としては原価方式で、また町民会議での説明を終え、その数字というものをこの報告書に入れているわけでございます。ただ今３名の方の話というものは理解はできますので、そこは、やはり３万円とか、そういう数字は出てますけれども、何らかの根拠がやっぱりしっかりなければ、これを町民に対して説明をする上で大変難しい話にもなってくるわけです。ただそれに対して今、ほかに今御意見あればお受けをいたしますけれども、今現状21万なにがしから少し減らしたほうがという話がありましたけれども、何かあればお受けします。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　先ほどから出てる、町民会議の中でのなるべく少なくっていう話は、僕の認識では前提として、定数の話を一切してませんので、定数が現状のままで、こんだけ上げるんであれば、上げる幅は少なくしてほしいというふうに言われたんじゃないかなというふうに私は思ってます。そのあとの住民会議で定数一緒にやらないと駄目じゃないかっていうことを受けて、特別委員会としては、定数の問題も一緒に話をするようになった中で、何か卵が先か鶏が先かみたいな話になって、逆に言えば根拠づくりの上での原価方式っていう部分で進めていったわけですから、まず答申として、上げる。ただ、この後に書いてますけど、今金町特別職報酬審議会での審議をお願いしたいということであれば、どうなるか分からないわけです。満額回答があり得るか、それとも、いやいや、全体の状況を考えるとこうですよっていうふうになるかもしれない。ただこちら側としては、政務活動費のことも、定数のことも要は町の財政の負担をなるべく増やさないようにした中で議論をしましたっていう前提で報告するという部分では問題ないんではないかなというふうに感じています。要は、このままの文章で私は問題ないんじゃないかなというふうに感じています。

○委員長（岸　徹也君）　苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　私もですね、この大枠としては、この文言でいいのかなというところもあるところでありますが、何点か言いますと、つけ加えていただきたいなというところがありまして、そもそもこの原価方式採用した理由というのはまず適正化、先ほど委員長おっしゃってました適正化を図るものであるということを明記していただいたほうが、これ審議会の方々も分かりやすく受け取っていただけるんではないかというふうに思います。またですね、適正化も踏まえた上でこの特別委員会の中で若い人たちや女性の方たちの参画もこれ必要だよねという話もあったと思います。多様なですね、議会の参画ということもこれ何のためにこの報酬を上げるかっていうところの文言がちょっと少ないかなというふうに分からないかなというところもありますのでそういうところを含めた上で、ぜひ審議会の方たちにもですね、もちろん町民の方々にも、これを見たときになるほどなと思っていただけるような文言にしていただければというふうに思います。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員。

○９番（向井孝一君）　この文言で問題ないっていう言い方の人もいるかもしらんけども、そもそも議員の報酬っていうのは適正っていうものは、各地方自治体が決めなさいということになってるわけで、本当の根拠ってないんですよ。いくらからいくらまでっていうのね。そういう

中で、たまたまこういう原価方式、町長の３分の１っていうものが出てきたんだけども、そのためには、我々の一般会計が 72 億の中で、それに値するだけの仕事量があるかどうかっていうのもね、やはりきちっとこれは、町民に説明する必要もあるし、町民の側からもそういう質問が出てました。やはりそういうことを自覚しながら、この原価方式でいったら今の現況からますます議員に対する厳しい思いっていうのは、町民から来ると思うんですよね。それは覚悟の上で皆さん手を挙げるわけですから、それはそれとしていいんですけども、やはり町財政を考えたときに、財政健全化をうたいながら、高齢者のいろんなサービスをカットしてきてるわけですよ。そういう中で議員だけがこうだっていうわけには私はいかないと思うんだな。それで、私は３万円っていうのが妥当かなっていう考えを言わしていただきました。

○委員長（岸　徹也君）　川上委員。

○８番（川上絹子君）　私はこの算定方式出たときにも上げること反対してきました。町長と比較しても、町長は常勤ですよ。私たちはその会議があるときに出てくる。だからそこと対照的に比較する自体がちょっと違うんじゃないかなと思います。それとこれからの今金町の将来を考えたときに、支払っていくもの、建物がたくさん建ってしまって、確かにきれいな建物がたくさんありますけども、それを償還していくこと、それから国営を償還していくこと、いろんなことを考えたときに、自分たちも少しは詰めなきゃないっていうのかな、だから私は今日あえて政務活動費は廃止のほうに、いつもは廃止のほうには思わなかったんですけど、廃止をして少し金額を上げてもいいかなっていう思いを持って報酬を考えたんですけども、でもこの報酬出てきた報酬の金額でいくというのはちょっと無謀だなってちょっと思ってます。それだけ本当にみんな、出勤して、それだけ働いてるのかなって、私が特にそう思ってるのかもしれないけども、皆さんはそれだけ本当に議会でそれだけ働いてるのかなってこれだけの報酬をもらうだけって、ちょっと反省しなきゃないとこもあるんじゃないかなって。頑張ってる人は頑張ってるかもしれない。確かにそうですけども、私はやっぱり常勤、毎日毎日この議会に来てるんであればもっともっと何ぼでも金額を上げることを賛成したいと思いますけども、来てる日数を月計算したら、さほどなくて、その間にもみんな議員活動はしてるかもしれない。議会活動はなくても。でもそれは個人の後援会の人とかそういう人たちとの活動はあるけども、でもこれから庁舎を建てなきゃないとか、消防直さなきゃないとか、そういうことを考えたときに、私たちの報酬を上げてくれって、どんどん上げてくれっていう言い方はとってもできないんですけども、皆さんはそう思いますか。私は言えない。

○委員長（岸　徹也君）　日置委員。

○１１番（日置紳一君）　川上委員が言っているのはですよ、減った段階で、次回自分が出てくるならいいんですけど、これから先ほど苅屋委員が言ったように、若い人とか女性の人が出る環境を整えてあげるのが私たち、もう引退近い年齢の議員の役割だと思って、しゃべってきたんですよね、今まで。そんな中で、さっきも言ったように、定数を減らして、政務活動費も減らすと。そうなった場合にはこの真ん中にあるやつよりも 140 万ほど減るんですよ。ただ、今までの議会費よりも減らしてるのに、そこまで町民に言われる筋合いは私はないと思いますし、理事者側にも言われることはないと思うんですよね。人数３人減るっていうのは、それだけ抱

える重圧感というのはすごいものがあると思うんですよ。だからそれが自分たちもあと 10 年も 20 年もやるっていうんだったら、報酬で思いっきり言えるんですよね、安くてもいいって。ただ、自分たちがそんなに長くもできない中でこれからの人のことを考えてやってあげなければならない中で、やはりせっかくたたき台をつくって、100%4 万 8000 円でなくても、原価方式で決めたので、これをもとにはやってほしい。ただそれが 3 万円と私は言いませんよ、何ぼだか分かりませんけども、先ほど上村委員が言ったように、報酬等審議会に諮るわけですから、絶対駄目だって言われるかもしれないし、少し下げるなら上げると言われるかも分かりませんので、ここが決定機関じゃないんで、ただ自分たちの思いを伝えたいということの話合いだと思うんですよね。ただ、ここ今 70 歳以上の議員が 8 人いるんですよ、12 名のうち。そこは何年自分がやるんだということを胸に置きながら発言してほしいなと。若い人が出やすい環境をつくってあげたいなと私はそう思います。

○委員長（岸　徹也君）　川上委員。

○８番（川上絹子君）　私も今 70 何歳です。でも、10 何年前から出てるけども報酬を上げて欲しくて出たっていうことは一切ありません。でも報酬で自分が出ることを決めるっていうんであればおかしいと思います。自分の意思はそうじゃなかったと思うんで、ちょっと反論するわけじゃないですけど。やっぱり意志を本当に自分で町のために頑張ろうという人が出てくるのが本当だと思うんで、いまだかつて今金がそういう人が足りなかったっていうことは 1 回もないんです。いつでも選挙があって、だから私はもうそれで、でも政務活動費をなくしたんで、やっぱり 2、3 万を上げてもいいかなって最近はちょっと思ってます。だけどそんな大幅な 4 万以上というのはちょっと、無謀かなってちょっと思ってます。全く上げないっては言ってないんです。

○委員長（岸　徹也君）　川上委員、2、3 万っていう話出てますけども、それって川上委員の中で、こういう理由だから、2 万円です、3 万円ですっていう理由ってありますか。

○８番（川上絹子君）　これから出る議員のためっていうのもありますけども、これからの町のためにも考えてほしいと思って、ちょっとその意味で、この時代だから何でも賃上げっていう時代に入ったんで、上げないでくださいとは言えないかなと思って私は、私がもし次も出てっていうときは賃上げしてくださいとは頼まないと思います。でも、これからの人のために、もう少し上げたほうがいいっていう意向が皆さんが多いんであれば、少し上げて行くのも一つの考え方なのかなと思ってます。でも、これからのまちを今金町考えたときに、やらなきゃないことがたくさんあり過ぎる。それから支払っていかなきゃないものも多過ぎる。そのときに皆さん我慢してくださいって、何でも削除削除っていう形をとってきながら、私たちが報酬を上げてくださいっていうのは言いづらいなと思って考えています。あとまだ足りなかったら聞いてください。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員。

○９番（向井孝一君）　いずれにしてもさ、両方別々な意見があるわけで、ちょっと時間をおいて、次回にまとめに入るようにしたらいかがですか。今日は結論は出ないと思いますんで。

○委員長（岸　徹也君）　苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　ちょっと１点だけ今の議論を聞いていて、1つ思ったことがありまして、報酬を上げたから議員になるとか、そういうことはあんまりないんだろうというふうに私も思ってまして、だがしかし、どなたかおっしゃってましたけど環境を整えるということに関してはこれは必要であると。目の前の金額を、あくまでもこれ、適正化的なもので算出の金額が出ているわけでありまして、その金額から例えば３万円にしますよって言ったその根拠がちょっとまだあやふやな部分もあると。目の前の多分１万 8000 円を削ったところで、どのような影響があるのかというところです。次回９人になったとして、議員の方たちが議会にて行政の監視等、提案等、様々なことで活躍してくれることによっての効果のほうがよほど期待できると私は思っております。そのために議員の資質も上げていくっていうような改革も当然必要だと。それを全てひっくるめて考えますと、目の前の金額を削ることだけが、正しいことなのかっていうふうな、正しいという言い方はどうか分かりませんが、目の前だけのその差額金額だけで議論が成り立つのかというと、やはり長期的なビジョンを持って、やはり適正的な金額のところに、あらゆる人が集まって、あらゆる議論を行って、それが町の政策やそういうものに効果的な影響をもたらすというほうがよほどこれ財政にとってもいいことだというふうに私は考えておりますので、その辺もぜひ皆さんには、皆さんにはといいますか、私はそういうように考えております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　議員報酬について、ほかに御意見あればお受けをいたしたいと思いますけれども。ないようですので、この議員報酬の文言については、様々な御意見が出ました。出ましたので、そこは、今ここで、ある程度の一定の方向性というのはこれ難しいと思いますので、その文章については、正副、事務局でまず協議をし、また皆様方にお示しができるように調整をしたいと思いますけれどもそれでよろしいでしょうか。ではそのようにいたしたいと思います。ほかに、この全体通して1、2、3、4通して何かあればお受けをいたしますが。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　それではないようですので議題の１を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩：午後３時０８分

再開：午後３時１０分

○委員長（岸　徹也君）　休憩を解き、開議をいたします。この議員報酬について様々御意見があったわけです。現状のままという意見もあれば、やはりこの数字ではなく減額をしたほうがいいという、そういう御意見もあったわけです。委員長としては大変そこはもう難しい判断になるわけですけれども、1つ、そこは先ほど言いました正副、事務局で協議をするというところで、どのような内容になるかというのは、例えばですね、今回、原価方式で、４万数千円という数字が出ました。それはそれとしてまず残しながら、いろんなその状況、財政的なものも含めて、そこは残すんだが、例えばその 60％のお支払いに抑えるとか、何かそういった文言をつけ加えながら、そして審議会に諮るというような方向で、まず一旦、そこは当然正副、事務局協

議した上で、またお示しができればというふうに考えておりますので、そこをちょっと頭に入れておいていただければと思います。それでは、議題の１を終わります。

◎議題２

○委員長（岸　徹也君）　次に、議題２「その他」についてを議題といたします。

委員長からですけれども、特別委員会報告の時期、これは当然、議運に諮りながらの流れになります。また本日の委員会のこの雰囲気、進み具合というものを感じながら、それはある程度、いつ報告をするかというのを決めなければなりませんが、委員長としては、6月は難しいです、日程的に。ですから、9月に報告ができればと、そのようには感じていました。しかし、この報酬の部分について、まだ少し議論が必要だ、長引くという部分があれば、当然それは先に延びるということも当然あり得る話だと思っています。まずは９月報告を目指しながら、皆様方とまた報告の決定に向けて動いていきたいなというふうには１つ考えております。またその際に報告をする前には先ほど若干触れましたけれども、町民会議というものもやはり踏まなければならないだろうというふうにも委員長としては考えております。例えば９月に委員長報告をするのであれば、それは７月なのか８月なのか。議論の進め具合にはよりますけれどもその時期に町民会議というものを開催をし、最終的なまとめ、決定に向かっていくという考えを委員長としては持っていますが、それに対して御意見あればお受けをいたしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。ではそのように一応予定として進めてまいりたいというふうに考えております。

その他の部分で委員の皆様から何かあればお受けをいたします。

（「なし」の声あり）

◎閉会の宣言

○委員長（岸　徹也君）　以上で、本日の特別委員会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会：午後３時１５分